

富岡市入札心得

1 目的

富岡市が行う売買、貸借、請負その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、富岡市契約規則（平成 23 年 3 月 29 日規則第 11 号）、その他の要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書等に基づいて積算を行い、入札書を作成すること。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。
- (3) 入札書の作成に際し、設計図書について疑義があるときは、公告文又は指名通知等で示した日時までに所定の方法により、入札事務担当課に対して説明を求めることができる。ただし非公表のものとして管理されているものは除く。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

3 入札書の提出

- (1) 入札書は入札案件ごとに封筒に入れ、公告文又は指名通知書等に示した日時に提出しなければならない。
- (2) 入札書は市ホームページに掲載されている書式とすることを原則とするが、任意の書式でも使用可能とする。ただし、該当する記載項目に過不足があった場合は、その入札書は無効とすることがある。
- (3) 入札書を入れる封筒には、案件名、入札者の商号又は名称を記載し、封筒の継ぎ目に会社印又は代表者印（契約先を委任している場合は委任先の代表者印等）を押印すること。
- (4) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 入札参加者は、代理人に参加させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- (7) 入札参加者は、令第 167 条の 4 の規定に該当する者を、入札代理人とすることはできない。

- (8) ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）の場合には、入札書は入力画面上において作成し、公告文又は指名通知書等で示した日時に、電子入札システムにより提出するものとする。
- (9) 電子入札の場合であっても、システム障害等の発生により入開札業務に支障があると判断したときは、紙による入札への移行や入開札日の延期などの処置を行うことがある。
- (10) 郵便入札による場合は、富岡市郵便入札実施要領による手続きにより提出するものとする。

4 積算内訳書の提出

- (1) 公告文又は指名通知書等により、積算内訳書の提出を求められた入札においては、第1回目の入札に際し、入札金額の積算内訳書を提出するものとする。
- (2) 電子入札の場合は、電子入札システムにより積算内訳書を提出するものとする。

5 入札の回数

入札執行の回数は1回限りとし、再度入札は行わない。ただし、予定価格を事後公表する入札案件は、この限りでない。

6 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、入札の前に入札辞退届を提出すること。なお、電子入札による場合は、辞退届を入力画面上において作成の上、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（明治22年法律54号）等に抵触する行為をおこなってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、談合情報等があったときは、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。
- (5) 入札参加者は、入札会場において携帯電話等の使用をしてはならない。なお、携帯電話を持込む場合は、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (6) 入札参加者は、入札会場において私語は厳に慎むこと。
- (7) 入札参加者は、上記に定めるもののほか、公正にして厳正な入札執行を妨げてはならな

い。また入札執行者の指示に従うこと。

8 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

9 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札は無効とする。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札は無効とする。
- (3) 同一の入札に、2枚以上の入札書を提出した入札は無効とする。
- (4) 入札に際し、不正のあった者の入札は無効とする。
- (5) 金額を訂正した入札書による入札は無効とする。
- (6) 記名押印を欠いた入札書による入札は無効とする。
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札は無効とする。
- (8) その他入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

10 失格

- (1) 入札の開始時に入札会場に出席していない者は失格とする。
- (2) 電子入札及び郵便入札の場合、入札書提出期限までに入札書の提出のない者は失格とする。
- (3) 予定価格を事前公表する入札案件で、予定価格を超える入札をした者は失格とする。
- (4) 最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札をした者は失格とし、当該入札案件において再度入札等を行う場合には、参加できないものとする。
- (5) 入札執行者の指示に従わない者は、失格とすることがある。

11 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、令第167条の10第2項の規定（最低制限価格制度）を適用する入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を定める。

- (4) 電子入札の場合は、電子くじを行い落札者を定める。
- (5) 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知する。
- (6) 電子入札の場合は、直ちにシステムにより落札者に通知する。

12 入札の不調

- (1) 入札者がいないときは不調とする。
- (2) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたときは不調とする。

13 契約保証金

落札者は、公告文又は指名通知等に記載された契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

14 異議の申立

入札参加者は、入札終了後、この心得、設計書、図面又は仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 その他

入札の内容によっては、総価契約ではなく単価契約の場合があり、入札書の記載金額を1件あたりの単価で求める場合があるので注意すること。

附 則

この心得は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年12月1日から施行する。